

認定こども園 片浜桜 保護者会規約

第一章 名称・事務所

1. 本会は、認定こども園片浜桜保護者会と称し、事務所を認定こども園片浜桜プレスクール（以下「片浜桜」という）沼津市今沢 65 番地におく

第二章 目的・事業

2. 本会は、園児をなかだちとして、片浜桜と家庭が、常に園児の環境を整え、その福祉を増進するために、父母と教職員が協力して片浜桜の発展を図る。
更に、明るく楽しい家庭環境をつくり、成長する園児の真の幸福実現を努力することを目的とする。
3. 本会は、2の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 諸行事への協力。
 - (2) 教育・保育の施設、資材の充実に協力する。
 - (3) 会員相互の健康と教養を高めあう。
 - (4) 保育教諭の教育研究ならびに福利厚生に協力する。

第三章 会員

4. 本会は、在園児の保護者を持って会員とする。

第四章 役員

5. 本会に、次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 委員長 1名
 - (3) 副委員長 2名
 - (4) 会計 2名 書記 2名 広報 2名 連絡調整 3名
さくらまつり 2名 バザー係 2名 文集係 2名
6. 役員任期は1年とする。
 - (1) 会長は会務を総括し、本会の代表者となる。
 - (2) 委員長、副委員長は会長を補佐し、会長不在の時は委員長がそれを代行する。
 - (3) 会計は会計担当が行い、諸帳簿は片浜桜に保管する。

第五章 顧問

8. 園長は顧問として、本会の健全な育成に協力する。

第六章 総会

9. 総会は年1回とする。

第七章 会計

10. 本会の経費は、会費をもってこれにあてる。
11. 会費は総会の承認を得て決める。※毎年一人 1,000 円
12. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

附則

- ・本規約の改正は、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

平成 28 年度

保護者会費予算書 (平成 28 年度総会にて承認済)

収入の部

(円単位 △増額)

科 目	28 年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (△)	備 考
会 費	2,028,000			1000(円)×169(人)×12(月)
繰 越 金	0			
利息、他	100			利息、他
計	2,028,100			

支出の部

科 目	28 年度 予算額	前年度 予算額	備 考
1 事務費	50,000		印刷紙、資料作成事務費、郵送料等
2 行事費	800,000		行事の記念品代、春秋の遠足バス代等
3 環境衛生費	200,000		環境衛生諸費、美化諸費用
4 会議費	50,000		役員会、諸会合の諸費用
5 園児福利費	250,000		宿泊教室の補助等
6 教材補助	350,000		教材、教具の補填 図書整備
7 英語教室	100,000		資料、教材費
8 サッカー教室	120,000		指導料及び交通費
9 予備費	108,100		各科目の補正
計	2,028,100		